

一般社団法人子どもと育ちのコホート研究・実践協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人子どもと育ちのコホート研究・実践協会と称し、英文では Japan Developmental Cohort Research and Application Association と表記する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 本会は、人の発達および子育てに関心をもつ者が、関連する知識・技術の交流と親睦をはかるとともに、その研究と実践活動を通じて科学の発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 発達および子育てに関わる研究、受託研究、研究支援
- (2) 研究交流
- (3) アウトリーチ活動
- (4) 出版
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員として、正会員、協力会員、賛助会員を置く。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同して入会を認められた、研究を主体的に行う個人である。
- (2) 協力会員は、本会の趣旨に賛同して入会を認められた、研究に協力する個人である。
- (3) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業に財政的援助をあたえる個人または団体である。

2 本会に3名以上15名以内の代議員を置く。

3 本会は、前項の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

4 代議員は、正会員および協力会員の中から選ばれることを要する。

5 代議員を選出するため、正会員および協力会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は「選挙及び役員選出規程」に定める。

6 理事または理事会は、代議員を選出することはできない。

7 代議員の任期は選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）ならびに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

8 正会員と協力会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、次の事項を「郵送」あるいは「ウェブ入会システム」により本会の会員管理事務局（以下、「会員管理事務局」という）に伝達して、入会申請をする。理事会の承認を得て会員となる。

- (1) 氏名、フリガナ、ローマ字表記
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 入会年度
- (5) 会員種別
- (6) 所属先（役職名、所在地を示す）
- (7) 自宅住所、電話番号、FAX番号
- (8) 連絡先E-mail
- (9) 関心領域
- (10) 最終学歴（予定も含む）
- (11) 郵送物送付先

2 郵送の場合には、前項の事項を所定の「入会申込書」に記入し、会員管理事務局へ送付する。

3 ウェブ入会システムの場合には、第1項の事項を、本会のウェブ「オンライン入会申込」を使って入力し、送信する。

4 入会申請にあたっては、第7条第2項に定められた年会費を納入する。納入方法は、「会費納入細則」に基づいて行う。

5 会員管理事務局は、理事会の承認を得て会員となった者に対して、会員番号等を記載した「入会通知」を発行する。

（経費等の負担）

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費として会費を支払う義務

を負う。その他詳細は別途「会費細則」で定める。

(退会)

第8条 退会しようとする者は、会員管理事務局へ所定の「退会願」を郵送あるいはFAX、E-mailにて提出し、申し出年度までの会費を納入し、理事会の承認を得て退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 3年以上会費を滞納したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。
- (4) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき。この場合、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により除名する。

2 会費未納により除名された会員が再入会する場合には、未納の会費を納入した後でしか再入会できない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 団体である会員が解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

3 代議員たる正会員が会員資格を喪失するときは代議員の資格も喪失する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、第5条第2項に定める代議員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。招集の方法は電磁的方法も認める。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第 49 条第 2 項の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。議長及び出席した理事が認めた場合は電磁的方法による署名も認める。

(社員総会の議決権の代理行使・書面による行使、電磁的方法による行使)

第 20 条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員は、社員総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 当該代議員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

3 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができたとしたときは、代議員は議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

4 社員総会の決議について、電磁的方法により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は議決権行使を所定の電磁的方法により提出しなければならない。

5 前 4 項の場合における第 20 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなし、社員総会の定足数及び議決数に算入する。

第 4 章 役 員

(役員の設置)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 8 名以内
- (2) 監事 1 名

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事は正会員の社員とする。

4 代表理事以外の理事のうち、必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

(役員の選任等)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した理事の一人がその職務を新代表理事の選定まで代理し、その職務を行う。

6 前項の事案が代表理事に生じた場合には、代理の理事は 60 日以内に理事会を招集して新代表理事を選定しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局の全ての職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の責任免除等)

第 25 条 役員は、その任務を怠ったときは、法人法第 111 条の規定に従い、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総代議員の同意がなければ免除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上による多数の決議に基づいて、その全部または一部を免除することができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 代表理事の再任を妨げない。

4 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または在任者の残任期間とする。

5 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事または監事は、第 21 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、役員の旅費や会務のために必要な経費は支出することができる。

2 役員の旅費及び必要経費に関しては「運営規則」に定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、書面または電磁的記録により理事全員の意思表示に基づき、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 議長は、必要に応じ、理事・監事以外の者の会議への出席を求め、報告、意見を聞くことができる。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規

定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名あるいは記名押印する。出席した代表理事及び監事が認めた場合は電磁的方法による署名も認める。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の規則で定める

第 6 章 基 金

(基金の拠出等)

第 37 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 任意の常設機関

(部・委員会の設置等)

第 38 条 本会の事業を推進するために、研究部、研究交流部、アウトリーチ部を置く。必要に応じて年度あるいは時期を限定して作業グループ（WG）を置く。

2 研究部に関する事項は「研究部規程」および「人を対象とする研究倫理規定」に定める。

3 研究交流部に関する事項は「研究交流部規程」に定める。

- 4 アウトリーチ部に関する事項は「アウトリーチ部規程」に定める。
- 5 作業グループに関する事項は、設置の際に別途定める。
(委員会と作業グループでの旅費及び謝金等)

第 39 条 部と作業グループに関わる旅費及び謝金等については「運営規則」に定める。

第 8 章 事務局

(事務局の設置等)

第 40 条 本会の事務を助けるために事務局を置く。

2 前項の事務局は、理事会の決議により、事務局長を置くことができる。事務局長は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁することができる。

(事務局の外部委託)

第 41 条 事務局の業務の全部または一部を、理事会の決議に基づき、外部に委託することができます。

2 前項の場合、事務局長は置かないものとする。

(事務局の委託先の選定・管理)

第 42 条 事務局の業務を外部に委託する場合、理事会は、委託先の法人または個人を選定する。

2 理事会は、委託先との契約内容の承認、委託業務の遂行状況の監督、および委託費用の予算化を行う。

3 理事長は、前項の理事会の決定に基づき、委託先との契約の締結および管理を行う。

(委託費用の予算化)

第43条 事務局の外部委託に係る費用は、理事会により承認された予算の範囲内で支出するものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年 8月 1日に始まり、翌年 7月 31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事による監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護ならびに公告

(情報公開)

第51条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、「個人情報の保護に関する規定」に定める。

(公告の方法)

第53条 本会（当法人）の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 捕 則

(細則)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により細則に定める。

(法令の準拠)

第 55 条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人子どもと育ちのコホート研究・実践協会設立のため、設立時社員兼設立時社員大谷多加志外 2 名の定款作成代理人加藤正晴は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 6 年 6 月 28 日

設立時社員兼設立時社員大谷多加志外 2 名の定款作成代理人 加藤正晴